

# (案)

資料4

令和7年 月 日

羽曳野市長 山入端 創 様

羽曳野市こども夢プラン推進委員会  
委員長 田辺 昌吾

## 答 申 書

令和6年11月22日付け羽こ政第2572号をもって当委員会に諮問のあった「羽曳野市こども計画」、「羽曳野市子ども・子育て支援事業計画」、「羽曳野市次世代育成支援行動計画」、「羽曳野市子どもの貧困対策計画」、「羽曳野市子ども・若者計画」、「羽曳野市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「羽曳野市成育医療等基本計画」（はびきのこども夢プラン）策定に関し審議検討を行った結果、次のとおり答申します。

## 記

当委員会における答申や意見をはじめ、パブリックコメントに寄せられた市民の意見を十分参考にしつつ、計画に基づいて事業を推進されることを希望し、下記の意見を付して、原案どおり了承します。

- (1) こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、ライフステージに応じた包括的かつ切れ目のない支援をより一層充実させること。
- (2) 児童虐待やこどもの貧困が社会問題となる中で、どのような環境においても、すべてのこどもの生命と人権が守られ、健やかに成長できるよう、こどもや家庭の状況を把握できる体制の充実を図るとともに、保健・福祉・教育・保育等の関係機関が十分に連携しながら取り組んでいくこと。
- (3) 国際化が進むわが国では、さまざまな文化、宗教等への理解が求められており、言語や文化等の違いによる不利益を被ることのないよう、関係各課や諸機関が十分に連携しながら取り組んでいくこと。

# (案)

資料4

- (4) 共働き世帯の増加や働き方の多様化が進み、子育てに関するニーズが高まっている中、就学前教育・保育施設及び放課後児童健全育成事業（学童）において、待機児童ゼロを継続すること。
- (5) こどもがのびのびと遊べる環境や、子育て中の保護者が安心して子育てができる環境を整え、子育て施策の充実を図ることで、人口減少の中でも選ばれるまちであるよう努めること。
- (6) 計画の推進にあたって、庁内はもとより、学校や市民、事業者等にも本計画の理念を周知し、理念を共有したうえで事業を実施すること。  
また、当委員会等を通じて毎年度計画の進捗や評価を行い、市民の意見を踏まえ適宜計画の修正を行うなど、市民が参画できるように配慮すること。

以上